

## 幸若『信田』・大内

白石 一美

### はじめに

幸若舞の一曲に作品『信田』<sup>〔1〕</sup>がある。舞といえは織田信長桶狭間出陣の際の『敦盛』の一節がよく知られている。

此時、信長敦盛の舞を遊ばし候。人間五十年<sup>〔2〕</sup>下天の内をくらぶれば夢幻のごとくなり……<sup>〔注1〕</sup>

信長の例は舞享受史の一端であるが、織豊時代の後、徳川天下太平の世に至り舞は保護・式楽化せられて衰微した。平成現在、舞の一流派が九州大江に遺るのみ。

作品のボリューム同様、その流行期も短く、かつジャンルの特徴をなす素材内容が義経など判官物・曾我物に傾き、舞を演ずる主目的は武人振武の気風鼓吹、ひろい国民の要求に応えられたか等々の点から研究者人口も比較的少なく研究史的にも揺籃期にあるのが実情であり、『信田』もその例にもれない。

以下、『信田』作品内部の特定箇所、山口の守護大名・大内氏に關する本文分量一行二行程度の箇所スポットをあてて注釈書などが「未詳」とする部分など三箇所①極楽市②朝倉③大内の郡に考察を加えてみたい。考察対象文献を次に掲げる。

A 『幸若小八郎正本 幸若舞曲 三十六種 上巻』

古典研究会叢書第二期(国文学) 1973.8 汲古書院

横山 重旧蔵・慶應義塾図書館所蔵写本の写真縮小版

「幸若舞の直接の関係者の間で書写された、いわゆる正本」であり、「書写奥書の通り慶長十四年頃の書写であろう。」

(下巻解題 P915～920)

B 笹野 堅編『幸若舞曲集』(全二冊のうち本文篇) 【活字本】

(本集所収『信太』の底本は「毛利家本」)

1943.12 第一書房発行・1974.11 臨川書店再刊

C 東洋文庫355 『幸若舞1』〔全2巻〕 1979.6 平凡社発行

(Aを底本として異本を参照して手を加えた校訂本)

D 新日本古典文学大系59 『舞の本』 1994.7 岩波書店発行

(本大系所収『信田』の底本は国立国会図書館所蔵本)

—

『安寿と厨子王』の変形とも言うべき『信田』の粗筋を省略して問題場面のみ記す。

ここは姉女が乳母をともなつて弟信田小太郎の行方を尋ねて諸国を行脚する一節であり、その直前には九州の地名が列挙せられ、直

後には播磨の国の地名が現れる。弟は九州に居なかった。【現山口県へ】次は兵庫県へと展開する。その山口関係の全文が次のA B等である。

Aすはうの國にさしかり大内の郡極楽市と聞かからに  
立とどまりてぞ尋ける (上巻 P168)

B周防の國にさしかり。おうちのこほり朝倉や。

極楽市と聞かからに立留りてそたつねける (本文篇 P94)

次のC註は特定の地名寺院名を求めるかの解である。白石は別の解釈を試みたい。いくつかの見方・説明法があるのだが、便宜、国文法を用いれば、「大内の郡(又は朝倉)」と「極楽市」の関係を主語・述語(何々は何々である)の関係に捉える。つまり本文Cは全文山口県内で一括処理可能と判断する。

C周防の國にさしかり、大内の郡「朝倉や」、極楽市と  
聞かからに、立ち止まりてぞ尋ねける。(P200)

### 【C註 (P234)】

二七九 周防国(現、山口県)吉敷郡に大内の地がある。

ここか。現在の山口県山口市大内付近にあたる。

二八〇 「」内は、毛本【白石註 毛利家本の略記】によつて補入。未詳。石見国(島根県)安濃郡波瀬、但馬国

(兵庫県)出石郡宿南などの中に、朝倉の地がある。

二八一 未詳。「極楽寺」か。安芸国(広島県)佐伯郡

白砂(現、湯来市白砂)に極楽寺がある。ここか。

次にDの本文と註を掲げる。

D周防の國にさしかり、大内の郡、朝倉や、極楽市と  
聞かからに、立ち止まりて尋ねり。(P98)

一五 現山口県山口市大内か。

### 【D註 (P98)】

一五 現山口県山口市大内か。

一六 未詳。

一七 未詳。「極楽寺」とすると現広島県廿日市市白砂にある。

CD二つの註に共通する特徴は、例えば註一五、山口市内に現在遺る小地区名「大内」を挙げて不可解である。(領主たる守護大名の姓と註すれば納得できる。)山口市内に現存する「朝倉」を「未詳」とするため、註一五・註一六間の矛盾は一般読者に顕在化しない。白石は大地域【周防の国】・中地域【大内の郡】・小地域【朝倉】という認識であり、山口市内の小地区名「大内」||小地区名「朝倉」は矛盾に陥る。

### 二

以下、各論に移る。

註番号D一七・一六・一五の順に細かく検討する。

仏教語「極楽」に引かれ、且つまた古い写本テキストを想起して古くは「市」は「し」と仮名表記されていたと想像すれば極楽寺な

る寺院名が註に現れるのも故なしとしない。寺院が特定されれば弟捜しは極く楽である。だが該当する寺院が無い。

ところで極楽を分解すれば極と楽より成り、語の根幹は楽にあり、とても楽・はなはだ「とりわけて」楽の意である。「極楽・市」寺」なる成語認識もあるが「極・楽市」なる成語認識もあるかと思う。

楽市は歴史用語であり、いわゆる楽市楽(無)座の意。同業者団体(座)の無い自由市場である。信田は京都博労座の人身売買商人の手を皮切りに売られ売られて諸国を流転する身である。信田を人ごみの中に捜すか、それとも言わば縁切り寺か。

「極楽市」にはこのほか韻律調整や文芸技法(掛詞としての極楽若干の仏教意識)がこめられる。幸若太夫が「山口の町は無税免税商売繁昌、住民も極楽極楽」と当地とその領主の繁栄を祝言するとき、姉女と舞太夫と領主観客が三位一体となって心躍る場が目前に現れる。語り語られる声の例を次に見る。所謂七五調の韻律文体であることがわかる。

B'すはうのくにに・さしかゝり・

おうちのこほり・あさくらや・

ごくらくいちと・きくからに・

たちどまりてぞ・たづねける

【毛利家本 B Pp.4に拠り、これを濁音平仮名化。・は白石】

右の要領でAを平仮名化すれば、そのリズムは前掲B'毛利家本ほどには洗練されていないことがわかる。

A'すはうのくにに・さしかゝり・

おうちのこほり・

ごくらくいちと・きくからに・  
たちどまりてぞ・たづねける

(A上巻P.88下段 写真影印版に拠る)

(九州の内に信田小太郎を見つけだすことはできなかった)

大内の郡はとりわけて商業活動の活発なところときく。

往来頻繁の雑踏に佇めば小太郎がみつかるかもしれない。

大内の郡にたちとどまって尋ね探した。

(だが弟を周防国内に見出し得ず、次は播磨の国へ)

以上 この項における小結論として、ある地区の寺院を特定するのも研究の一方法かと思うが、該当寺院が見当たらない。白石は歴史用語「楽市」ではないかと考えている。

### 三

前記の註一六などに「未詳」の「朝倉」について

朝倉は山口市湯田温泉近くに存在し、山口市朝倉町の郵便番号は〒753-0061である。(『平成19年度版郵便番号簿』P300)

山口市地図によれば朝倉町の南東に隣接して神田町、東に荻町・糸米・白石・龜山・滝町……の地名がみえ、朝倉より湯田温泉街へは地図上南に1500米程度である。

「2012年初夏の宿泊プラン 全国おすすめめの宿」というパンフレット(国家公務員共済組合連合会宿泊事業部2011.4頃発行)がある。

このKKRのパンフに「KKR山口あやぐら(TEL 083-922-3268)」とある。ただし場所は山口県山口市神田町2-18とあり朝倉町標示ではない。朝倉郷八幡宮の供料田神田由来か。

江戸後期の『防長風土注進案』【第13巻P236～249参照】に

朝倉川\八幡宮 朝倉にあり 朝倉と糸米とは相隣れる里なれは……とある。

舞以前、中世前期、鎌倉時代の朝倉関係文献資料については、御菌生翁甫の『防長地名淵鑑』<sup>註2</sup>第七章吉敷郡之上に貞応二年の文書「……周防朝倉庄・朝倉郷八幡宮（永和二年銘文）<sup>1377</sup>」などを載せている。

『陰徳太平記』に「かくて義隆卿法泉寺を出で給ひて、糸伊根、朝倉、大坂を越え、八小路の谷を足に任せて落ち行き給ふ、」（巻19 P301）とあり、その母胎本『陰徳記』にも見える。

高橋文雄著『続・山口県地名考』<sup>註3</sup>朝倉の項に次の如く記す。

山口市湯田地区で現在は朝倉町というが、古くは朝倉庄といつた。京都祇園社に寄進されていたことがあり、のちには、国衙に属して東大寺造営料所になった（『地名淵鑑』。慶長五年以後のものに朝倉村とあるが『注進案』以後は下宇野令村のうちとなつてゐる。

一説に上代の吉敷郡家が置かれた所というが明らかでない。しかし幕末まで山口から萩方面への幹道は萩峠を越してここを通り、吉敷から大峠を越していたものである。（P4～5）

実は右書にこのほか山口県内の朝倉教力所をあげ、その中には大和町塩田・束荷など旧周防国【熊毛郡】のものもある。勘案の結果、領主所在の山口市に絞った。

以上、山口市における朝倉の実在を確認した。

#### 四

「大内」は山口居住の守護大名の私の姓である。これを被修飾部の公の「郡」と結んで全体としてどう解釈するか、幸若舞太夫のお世辞讚称・（大内氏自身の）私称・俗称・二重基準など考えられるが難解で実証的結論が得られなかった。以下、研究ノート風にランダムに記す。

国郡制度上、現山口市の市域は十世紀の延喜式・倭名類聚鈔に見えるように古くより周防国吉敷郡のうちである。中世文書にも吉敷郡とあり大内郡という舞作品に見える表現は異色である。

近藤清石の『大内氏実録』<sup>註4</sup>によれば大内氏の山口居住は弘世に始まるという。以来、大内義隆の法泉寺脱出・大津郡にて自殺（1519）に至る概算二百年間が大内氏の山口居住・治世であり都であった。

ここで『信田』作品中に「大内の郡」に代えて「吉敷の郡」を前掲本文Aに代入すると作品のニュアンスが変化する。大内氏という人間・感情の立ち入る余地なき客観的表現となる。ところで吉敷郡の郡域は広く（含山口県防府市域）、「吉敷の郡は極楽市」とはいえ郡内に草深い郷や片山里も存在するわけであり、姉女の探訪上からも作品の意図を十全にみたま表現とは考え難く、この吉敷郡よりも狭い繁栄特区を考えざるをえないのである。

前述『大内氏実録』に代々の大内氏壁書（法令・掟書・禁制）を収めており、上述の特区をどう表現しているのか調べてみると「山口中」（1461.6.29 P117・1487.2.22 P136）を見出す。（その他「市町」（P143）・「まち」（P129）など）

韻律を無視すれば「すはうの国にさしかかり・山口中は極楽市と聞くからに」・「……さしかかり山口の町極楽市……」などと表現可能であるが、現実には大内なる大名固有の姓を「郡」にかぶせている。古代以来の郡名古敷を削り取り私物・私郡化するが如き呼称であり、国郡制度上、理論的に用法それ自体無理がある。しかし、他の土地を武力で何するのが中世の風潮であり、時代の推移であった。しかし大内氏自身が「大内郡と呼ぶように」領民に強制したとは考え難い。戦国時代の風潮を意識・無意識裡に反映した幸若芸人による土地呼称表現であろうか。

国郡制度上、参考となる事例をランダムに列举する。

日州真幸院諸県之郡飯野大戸……

『諏訪の本地』旧奥書1525.3.5 現宮崎県えびの市)

右のマサキ院それ自体はモロカタ郡内の小地域に過ぎないが軍事上の重要拠点で言わば特区であり、郡名に先行して表記されている。豊臣秀吉の島津征伐後、島津氏あて秀吉朱印状などに古来の国郡制度を破る新郡・異称その他が現れて国郡制は浮動的である。

日向国真幸院付一郡之事…… (豊臣秀吉朱印状1587.5.25)

……真幸郡……真幸郡…… (豊臣秀吉朱印状1587.5.26)

真幸院付郡諸県之事…… (島津義弘あて安国寺恵瓊書状6.14)

秀吉島津征伐の結果、日向国那珂郡は郡境が変更されて古来の伝統的郡制区画がいびつになった。宮崎郡を削って祐兵の父祖居住に由来する日州中央部の郡名を日州南部にもちこして那珂郡とした。伊東祐兵は真幸郡風には飢肥郡・『信田』風には伊東郡と称すべきであったか。

その他、新納院(建久日向国凶田帳)は、日向国児湯郡内の地であり、ニイロ氏は島津氏の分家筋である。このケースは『信田』に近い。

## 五

「大内の郡」の本文解釈 「大内」は私の語・「郡」は公の語ゆえ両者は互いに結び難い。作品中の「大内」姓使用を認めれば「郡」を削除して大内氏壁書に見えるような「市町」・「まち」などに変更し、さらに作品内容の文脈を考慮すれば、この「郡」は古敷郡よりも面積が小さい繁華の地、として解釈せざるを得ない。以上から当該部分を「大名大内氏居住の市町・(意訳すれば)大内氏の京」と解しておきたい。西京銀行・西京高校など大内文化の遺風は現存する。

一部前述したが、以下作品『信田』の中に最初に「大内」なる語を使用した人の使用目的や作品本文の整備方面に論究したい。

いま書名をにわかに思い出せず手元の部分複写コピーに拠るが、市古貞次氏の御論だったと記憶するが、「幸若舞の隆替 戦国武士と音曲」【初出は1939.2】と題する論の中で、「大内義隆等中国地方の舞の流行を語る記事」として陰徳太平記を引用せられ、越前より幸若太夫が下向し、大内義隆はこれを賞翫し、人々もまた舞を聴聞して袖をぬらした(巻20)・義隆が幸若の舞の上手小太夫に志田【しだ】信田【鳥帽子折】判官物【判官物】などを舞わせた(巻19)ことをご紹介になっている(頁90)。

いま陰徳太平記に従えば、大内義隆(1507—1551)の頃、作品

『信田』が存在した。義隆当時の作品内容はどのような詞章本文であつたか。

翻つて本文Aと本文Bを再び比較するとき、Aは五七調の韻律整備がBに比べて弱い、Bはほぼ完全に整備されている。

Aは近世初期慶長十四年頃に幸若太夫たち自身の手で書写された正本と考えられている。そのテキストの成立は慶長十四年よりも古い可能性があるが、それ以前、天文二十年八月二十六日、山口下向の足利將軍義輝の上使・豊後大友宗麟の使者を酒宴にもてなす義隆面前の舞興行に幸若小太夫が「大内の郡極楽市」云々と祝言することとあり得たであろうと想像する。時すでに至り大内家臣陶隆房反乱軍の山口入は八月二十八日に決定。山口中は強盜略奪大騒動である。これをよそに作品中の姉女山口探訪は（数日後、九月一日の自己の運命を知るや知らずや）義隆に一人の感興かと思う。

命旦夕に迫るとき、今生の思い出に幸若舞を所望した点に、当時の武士の斯芸に対する愛好の深さが察せられよう。さうして請に応じて演じたのが、義経最後の高館であり、感涙を流して聞き入る城兵の姿が髣髴するなど、まことに悲壯であつて……

（市古貞次『中世小説の研究』P206）

本文B毛利家本は本文発展史的に、Aよりも新しい成立と考えられる。朝倉の有無が生と死ほどの差異を生む。前述の如く主語は大内郡であり、述語は極楽市である。ところが朝倉を追加したため朝倉が主語となつて大内郡は朝倉にかぶさる単なる修飾語と化す。七五の韻律は完全であるが生気がない。言わば国文の編集屋の仕事であり、大内氏も舞太夫の口上も消え失せて姉女の探訪先のみピンポイント化されて残る。この条、ほぼ小説に近く式楽化せられた趣がある。朝倉の有無が作品の生死を分かつのである。編集の場を少し

のぞいてみたい。

A 幸若正本の【問題部分】の直前直後の本文を次に引く。

A（九州）……ちくぜんの国にいきの里遠国はどうにいたるまで名所はつきぬ物なり信太の小太郎なにがしととへどこたうるものはなし筑紫の内にくもりなしいざやめのと是よりも都へのぼりたづねんと【】幡摩の国に入ぬれば赤松河原……

問題の周防国の部分【】は抜き差し可能なのである。語りの順から都がまず想念され、再び九州近くの【周防】にもどり播磨へと想念上、路順が乱れて煩わしい。上京目的からは寧ろ【】を削除して播磨国が直ちに現れるほうが無駄がない。

白石同様の感觸が毛利家本筆者に存したのか、次のB本文は都云々を「中国さして」と改変する。

B……筑紫の内に曇りなし。いざや、乳母、是よりも中国さして尋ねむと、【】播磨の国に入りぬれば、赤松河原……

（P98）

上井覚兼日記に拠れば幸若舞の太夫は宮崎鹿兒島方面まで足を伸ばしている。【】とその前後、土地名など適宜入替れば日本全国薩南地方にまで舞興行は可能である。ところがB「中国さして」と書かれると山陽山陰すなわち毛利氏管下のエリアとなつて本文が限定的固定的になつて小説に近接する趣となる。

太夫は多分台本を所持したかと思うが、その父祖は能楽や狂言役者の如く自作自演の業を徐々に筆録台本化したのではないか。

前掲笹野 堅『幸若舞曲集』の歌謡を収めた条よりその傍証をあげれば、前述の筑紫や播磨の部分、本文の脇に節付け符号を言わば

オタマジヤクシの振り仮名の如く伴う。文学者による節づけ指定は無理であり、実演者の音声が台詞として紙面に定着し、後進のために発声指定の節づけ符号が付けられるようになったのであろう。

結び 元来、当座の即興性をおびた芸能であり、旅まわりの出先、例えば周防の山口などで当地のめたさを謡いあげる、祝言性をおびた芸能であったと考えたい。【一】部分などは旅の足次第で岡山になり島根になる性質の芸能と考えたいのである。寺院追求もさることながら周防の大内を以上のように理解し、注釈することを提言しておきたい。

### 註

- 1 『信長公記』首巻 1552.5.17 条 角川文庫所収
- 2 防長地名淵鑑 1974.7 マツノ書店発行 P.408～409
- 3 続・山口県地名考 1979.9 山口県地名研究所発行
- 4 大内氏実録 1974.1 1985.3再版 マツノ書店発行
- 5 陰徳太平記 巻19 (上)P.296)

### 参考文献

日本史広辞典 1997.10 山川出版社